

青森県報

号外第四十三号

平成三十一年
三月三十一日
(日曜日)

目次

条例

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税務課) ……一

○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同) ……八

規則

○青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……九

条例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「行い、及び」を「行う場合において、」に、「第三百三十一条」を、「又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第三百三十一条」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第五十五条第七項中「行い、及び」を「行う場合において、」に、「次条第一項」を、「又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第一項」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第三条の三第一項第三号中「第五条の四の二第六項」を「第五条の四の二第五項」に改める。

附則第四条の七第一項中「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第四条の八第二項中「第六項」を「第九項」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「第二百二十六条第一項の」を「第二百二十六条第二項に規定する」に改め、同条第二項中「附則第十二条の二の二第二項各号」を「附則第十二条の二の二第二項」に、「自動車」を「ガソリン自動車」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四項中「附則第十二条の二の二第四項各号」を「附則第十二条の二の二第四項」に、「自動車」を「ガソリン自動車」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第五項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二の二第六項各号」を「附則第十二条の二の二第六項」に、「自動車」を「ガソリン自動車」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第七項及び第八項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第九条の三第一項中「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「附則第十二条の三第五項」を「附則第十二条の三第二項」に改め、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九

項)に改め、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九

号)第四百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率(次項において「エネルギー消費効率」という。)が同法第四百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するエネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。))に、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。))」に、「地方税法施行規則附則第五条の二第十一項」を「同令附則第五条の二第六項」に、「同条第十二項」を「同条第七項」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同令附則第五条の二第八項に規定するもの(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。))」に、「同条第十三項」を「同条第九項」に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)」を加え、「附則第五条の二第十四項」を「附則第五条の二第十項」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同令附則第五条の二第十一項に規定するもの」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ					
七千五百円	二千円				
八千五百円	二千五百円				
九千五百円	二千五百円				
一万三千八百円	三千五百円				
一万五千七百円	四千元				
一万七千九百円	四千五百円				
二万五百円	五千五百円				

第一項第一号イ												第一項第一号ロ																					
第二項第二号イ																																	
一万五千円	四千元	一万二千円	三千円	九千元	二千五百円	六千五百円	二千円	十一万円	二万八千元	八万八千元	二万二千元	七万六千五百円	一万九千五百円	六万六千五百円	一万七千元	五万八千元	一万四千五百円	五万円	一万三千元	四万五千元	一万五千五百円	三万九千五百円	一万円	三万四千五百円	九千元	二万九千五百円	七千五百円	四万七百元	一万五百円	二万七千二百円	七千元	二万三千六百元	六千元

第一項第二号ハ(2)	第一項第二号ハ(1)	第一項第二号ロ														
一万二百円	一万五千円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円
三千円	四千円	二千円	千六百元	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円

第一項第三号ロ	第一項第三号イ(2)										第一項第三号イ(1)					
四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元
一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円

第一項第五号ニ(1)				第一項第五号ハ(2)		第一項第五号ハ(1)		第一項第四号ロ		第一項第四号イ						
一万千円	七千六百元	六千八百円	六千円	一万三千七百元	六千八百円	一万円	五千三百円	九千百元	六千円	六千八百円	四千五百円	八万三千円	七万四千元	六万五千五百円	五万七千元	四万九千元
三千円	二千円	二千円	千五百円	三千五百円	二千円	二千五百円	千五百円	二千五百円	千五百円	二千円	千五百円	二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円

第一項第五号ホ(1)				第一項第五号ニ(2)												
八千円	八万八千八百円	七万四百円	六万二千二百円	五万三千二百円	四万六千四百円	四万八百元	三万六千元	三万六百元	二万七千六百元	二万三千六百元	三万二千五百円	二万七千七百円	一万八千八百円	一万六千四百円	一万四千三百円	一万二千五百円
二千円	二万二千五百円	一万八千円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万二千元	一万五百円	九千円	八千円	七千円	六千円	八千五百円	五千五百円	五千円	四千五百円	四千円	三千五百円

附則第九条の三第四項を同条第二項とし、同条第五項中「附則第五条の二第十五項」を「附則第五条の二第十二項」に、「同条第十六項」を「同条第十三項」に、「第三項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ						第二項第二号						第二項第一号			第一項第五号ホ(2)				
七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二千円	千三百円	千六百円	千六百円	二千二百円	二千二百円	千円	五千円	二千五百円	四千元	四千元	九千五百円	一万九千円	一万六千円
四千円	四千五百円	五千円	七千円	八千円	九千円														

第一項第一号ロ												第一項第二号イ									
二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千元	五万千元	五万八千元	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千元	十一万千元	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五百円	一万二千円	一万四千円	一万五千円	一万七千五百円
一万五百円	一万二千円	一万四千円	二万五百円	一万五千円	一万七千五百円	二万円	二万二千五百円	二万五千五百円	二万九千元	三万三千五百円	三万八千五百円	四万四千元	五万五千五百円	三千五百円	四千五百円	六千元					

第一項第二号ハ(1)		第一項第二号ロ														
一万五千百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円
八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円

第一項第三号ロ		第一項第三号イ(2)						第一項第三号イ(1)				第一項第二号ハ(2)				
三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百元
一万六千五百円	三万二千円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円

第一項第五号二(1)			第一項第五号八(2)		第一項第五号八(1)		第一項第四号ロ		第一項第四号イ							
七千六百円	六千八百円	六千円	一万三千七百円	六千八百円	一万円	五千三百円	九千円	六千円	六千八百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円
四千円	三千五百円	三千円	七千円	三千五百円	五千円	三千円	五千円	三千円	三千五百円	二千五百円	四万五千五百円	三万七千円	三万三千円	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円

															第一項第五号二(2)						
八万八千八百円	七万四百円	六万二千二百円	五万三千二百円	四万六千四百円	四万八百元	三万六千円	三万六千六百円	二万七千六百円	二万三千六百円	三万二千五百円	二万七千七百円	一万八千八百円	一万六千四百円	一万四千三百円	一万二千五百円	一万千円					
四万四千五百円	三万五千五百円	三万千円	二万七千円	二万三千五百円	二万五百円	一万八千円	一万六千円	一万四千円	一万二千円	一万六千五百円	一万千円	九千五百円	八千五百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円					

第一項第五号ホ(1)	八千円	四千円
第一項第五号ホ(2)	一万六千円	八千円
	九千五百円	五千円
	一万九千円	九千五百円
第二項第一号	三千七百元	千八百円
	四千七百元	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百元
第二項第二号	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

附則第九条の三第五項を同条第三項とする。

附則第十三条第一項中「その他これに類するものとして地方税法施行規則附則第三条の二十に規定するもの」を削り、「平成二十三年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同条第三項、第四項及び第六項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の二第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則第十五条第一項中「第百二十六条第一項の」を「第百二十六条第二項に規定する」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十六条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの期間 平成三十一年度分

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県条例(以下「改正後の条例」という。)附則第十三条第一項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の青森県条例附則第十六条第一項の規定により納税義務を免除される平成二十九年度分及び平成三十一年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十一号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六条中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四

第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に改める。

第九条第一号、第十五条第二項第一号及び第十八条第二項第一号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第二十一条第二項第一号中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に改める。

附則第五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の税務課の項の第三号中「航空機燃料譲与税及び地方法人特別譲与税」を「自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税及び森林環境譲与税」に、「及び航空機燃料譲与税」を「、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」に改め、同条の市町村課の項の第十一号中「及び航空機燃料譲与税に関する事」を「、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に関する事」に、「及び航空機燃料譲与税に関する事務」を「、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に関する事務」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭